

建設業法令遵守ガイドライン

- 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 -

<請負契約の原則>
対等な立場における合意に基づいて
公正な契約を締結するもの

現場でこんな取引がされていませんか？

指値発注

取引上の立場を利用して協議に応じることなく一方的に契約金額を決定した。

着工後契約

注文者からの求めに応じて現場に入り、契約書類は後で作成した。

追加・変更契約

追加や変更工事が発生したが協議に応じてもらえず負担を強いられた。

見積依頼

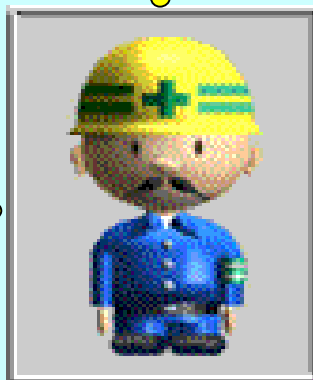
不明確な工事内容や短い見積期間で見積を行わされた。

やり直し工事

下請の責めに帰さないやり直し工事の費用を一方的に負担させた。

赤伝処理

合意していない費用を一方的に差引かれた。



もし、こんなことがあれば、建設業法に**違反**しているかもしれません。

「建設業法令遵守ガイドライン」で確認してください。

「建設業法令遵守ガイドライン」は、どのような行為が建設業法に違反するかの事例を集めて解説したものです。

建設業法違反の情報（通報）は「**駆け込みホットライン**」で受け付けます。

電話：0570-018-240 FAX：0570-018-241

「駆け込みホットライン」は、主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の情報（通報）を受け付けます。

国土交通省 関東地方整備局 建政部 建設産業第一課

さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 6階
電話：048-601-3151（代表）